

# 令和6年6月1日から 入院時の食事負担額が変わります

近年の食材費等が高騰していることを踏まえ、健康保険法ならびに高齢者の医療の確保に関する法律の規程に基づき、入院時の食事にかかる患者負担額が以下の通り変更になります。

## 【入院時1食あたりの負担額】

区分		令和6年5月まで	令和6年6月から
①	一般の方	460円/食	490円/食
②	住民税非課税の世帯に属する方（③を除く）	210円/食	230円/食
③	②のうち、所得が一定基準に満たない方など	100円/食	110円/食

- ※ 指定難病又は小児慢性特定疾病の方は260円から280円へ変更となります。
- ※ オンライン資格で減額認定区分が確認できない場合、保険者が発行する「限度額適用・標準負担額減額認定証」等の掲示が必要になります。
- ※ 患者の病状等により医師の発行する食事箋に基づき特別食が提供されることがありますが、負担額は変わりません。

聖マリア病院 院長